

いなんせ齋苑パソコン機器賃貸借及び保守業務 仕様書

1. 賃貸物件名

ノートパソコン4台等・保守業務一式

[賃貸借機器等]

No.	商品名	型番	数量	単位
1	ノートパソコン(14インチ画面)	[基準物品] ①HP ProBook 4 G1a 14 Notebook PC ②富士通 LIFEBOOK U9415/AX [仕様] Microsoft Windows®11 Pro 64bit AMD Ryzen™5 230 9GHz 又はインテル Core Ultra 5 プロセッサー 125U と同等 16GB 以上 SSD512GB 以上 Office Home & Business 2024	4	台
2	21.5型ワイド液晶ディスプレイ	LCD-A221DW 同等	4	台
3	セキュリティワイヤーロック	[寸法] ワイヤー長:1.5~2.0m、ワイヤー径:Φ2.8~4.4mm以下 [方式] ダイヤル型シリンダ錠(4桁数字)とすること。 [パソコンに接続される各ケーブル及び端子と干渉しないこと。]	4	本
4	初期設定費用			
5	メーカーによる保証サービス			

※ 上記に掲示している物品は、基準物品としており、同等又はそれ以上の性能であること。

※ 賃貸借機器等の納入が使用開始日に間に合わない場合は、発注者と協議のうえ、業務に支障が生じると発注者が認めた場合に限り、発注者の承認を得た代替機器を無償で暫定使用させること。

2.保守範囲に関する項目

- (1) 緊急保守 万一故障が発生した場合は、発注者からの通知により、緊急性を考慮の上、必要な修理及び調整を行う。
- (2) 保守時間 原則として発注者の所定就業時間内に行われるものとする。

3.保守の除外事項

次の各号に掲げる事項は保守の範囲に含まれないものとする。

- (1) 機械の移設・撤去に関する作業及びオーバーホールまたは改造。
- (2) 日常における機械の運転・操作ならびに清掃。
- (3) 天災・火災等の原因による故障の修理。
- (4) 乙の指定する使用条件に反したことにより生じた故障の修理、及び甲または第三者の作成したソフトウェアに起因する故障の修理。
- (5) 乙の指定品以外の記録媒体および、消耗品等を使用したため生じた、故障の修理。但し、上記修理または作業を行う必要が生じ、甲が乙に依頼した場合には、甲・乙協議のうえ、その取扱いを定め、これに要する費用は乙が事前に見積りを行い、甲の承諾を得たうえ乙が実施するものとする。この場合に限り、乙は機械のメーカーに当該作業の全部または一部を委託することができるものとする。